

特定原産地証明書発給システムにおける産品情報入力時の複写機能の追加について

2015年5月29日

日本商工会議所 国際部

今般、特定原産地証明書発給システムの産品情報入力画面において、入力済みの産品情報を複写する機能を追加いたしますので、下記のとおりご案内いたします。

記

1. 機能概要

発給申請時の産品情報入力画面に、複写機能を追加（下図参照）。

産品情報入力

メニューに戻る

※産品ごとに、原産品判定番号、数量または重量(半角英数字、半角記号15字以内、単位は10字以内)、インボイス番号(半角英数字、半角記号25字以内)を記入し登録ボタンをクリックしてください。(入力されると一覧に反映)
原産品一覧選択ボタンをクリックして産品を選択するか、原産品判定番号が分かる場合は直接数字を入力してTABキーを押してください。

原産地証明書に印字される原産品名は、原則としてインボイス及びHSコードに相当する品名と実質的に同一となるよう記入してください。
ブランド名や商品コードのみの記入ではなく、具体的かつ一般的な商品名を記入してください。(半角英数字、半角記号500字以内)

インボイスは輸入のために発行されたものである必要があります。
①第三国においてインボイスが発行された場合、リインボイスの番号を記入してください。
第三国においてリインボイスが発行された場合、証明書にリインボイス発行者に関する情報(英文名称、英文所在地)の記入が必要となります。
産品情報入力画面から発給申請書入力画面にお戻りいただき、産品情報入力ボタンの上の「リインボイスの使用およびリインボイスの発行者」欄に記入してください。

②リインボイスの番号が不明の場合、インボイス番号の記入は不要です。

原産品判定番号	原産品名	数量	単位	
原産品一覧選択 847130 (直接入力)	Personal Computer	100	pcs	
HSコード	企業登録番号	原産地証明書に印字される原産品名	同意有効期限	インボイス番号
847130		Personal Computer	2017年09月30日	invoice
				インボイス日付
				2014年12月01日

登録

削除

戻る

②複写後、適宜内容修正のうえ登録

①「複」ボタンを押して入力済み情報を転記

産品入力済一覧						
判定番号	HSコード	原産地証明書に印字される原産品名	数量	単位	インボイス番号	インボイス日付
847130	847130	Personal Computer	100	pcs	invoice	2014年12月01日

複

2. 適用開始日

2015年6月1日 8:00AM 以降に行われる発給申請から適用開始

以上